



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風		
代表取締役名	代表取締役社長	渡 邊 信 義	
		(J A S D A Q ・ コード 9707)	
問い合わせ先	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長	小 野 吉 広	
電 話 番 号		03 (5413) 8228	

当社大規模買付ルール（買収防衛策）の継続について

平成 19 年 8 月 30 日開催の第 32 回定時株主総会において導入のご承認をいただき、平成 22 年 8 月 24 日開催の第 35 回定時株主総会にて継続のご承認をいただきました当社大規模買付ルール（買収防衛策）が、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 38 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間満了を迎えることから、その後の当社をとりまく環境や情勢変化等を踏まえ、継続の是非も含めそのあり方について検討を重ねてまいりました。その結果、平成 25 年 5 月 17 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現在の大規模買付ルールを継続することを決定いたしました。なお、大規模買付ルールの継続につきましては、当社監査役及び特別委員会委員の全員から同意を得ております。

大規模買付ルールの内容は別紙のとおりです。

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

当社グループは、「私たちは、高齢者社会で果たす役割の重大性を自覚し、明るく元気ですこやかなヒューマンライフを支えます。」という基本理念のもと、急激な高齢化社会を迎えつつあるこの日本の中であって、国の福祉を支える一翼を担っているという大きな使命感を持って介護事業運営に取り組んでおります。

一方、わが国経済は、震災復興関連需要や政権交代による各種政策効果などにより回復の兆しを見せ、欧州政府債務危機の影響など海外経済を巡る不確実性は高いものの、国内景気はこのところ持ち直しの動きが見られます。

介護業界の状況としては、平成 24 年 4 月に介護保険制度改正及び診療・介護報酬の同時改定が実施され、平成 24 年 8 月に社会保障・税の一体改革関連法案が成立いたしました。住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア」の実現を念頭においた今回の介護保険制度改正は、在宅での重度者や医療が必要な者への対応のための医療介護の連携加算や介護施設等での看取り介護加算等の内容がもりこまれており、これらの実現に向けた対策が求められるとともに、今後はこれらの公的制度改革を見越し、安定した事業の運営を行っていくための介護保険外事業の強化等による経営基盤の強化が課題となっております。

当社取締役会は、このような事業環境下において、適正な事業運営の継続と持続的な成長を実現することで企業価値を向上させ、株主を始めとするステークホルダーの期待と要請に答えていくためには、さらなる事業の拡充と財務体質及び業務管理体制の強化を図る必要があると考えております。このためには、競合他社が容易に追従できないような高品質な介護と、豊富で内容の充実したサービスメニューを介護現場において提供し、稼働率を向上させ、教育及び法令遵守体制を強化することによってサービスの質の向上とコンプライアンスの徹底を図っていくことが重要と考えております。

前期からは、新規施設開設を積極的に推進し、平成 25 年 3 月 31 日現在全国 235 拠点となり、さらに多くの皆様に「大丈夫！そよ風があるから」と言っていただけのように、施設整備を進めております。

当社取締役会は、このような取り組みを推進していくことが当社の施設ブランドである「そよ風」のブランドイメージを高め、長期的に確固とした成長を実現し、如いては企業価値の維持・向上に資するものと確信しております。

2. 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、上記 1. のとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでまいりの方針でございますが、このような取組みの方針に異を唱える当社に対する買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様が委ねられるべきで、そのような場合、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断を行えるようにすることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保に必要であると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、買収提案者が具体的買付行為を行う場合には、株主の皆様が判断のために必要かつ十分な情報が当該買収提案者から事前に提供されるべきであると考えます。

上記を踏まえ、当社取締役会は、買収提案者が具体的買付行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示した大規模買付ルールの継続が必要と判断いたしました。本ルールは、当社取締役会が代替案を含め買収提案者の提案を検討するために必要な情報と相当の期間を確保することで、株主の皆様が当該提案に関し、適切な判断を行えるようにすること、加えて、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することとなる株式等の大量買付けを阻止することを目的としております。

なお、現在、当社が買収提案を受けている事実はありません。

3. 大規模買付ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針及び大阪証券取引所の規則の要件を充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した

「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響及び株主の権利の尊重）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、上記2.「大規模買付ルールの必要性」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保するによって株主の皆様が適切なお判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

大規模買付ルールは、第32回定時株主総会（平成19年8月30日）において、その導入のご承認をいただいた後、第35回定時株主総会（平成22年8月24日）において、その継続のご承認をいただいております。

そして、大規模買付ルールの有効期間の満了に伴い、本定時株主総会において大規模買付ルールに関する株主の皆様のご意思を問う予定であり、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもってその継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、大規模買付ルールの継続の決定後、大規模買付ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいで大規模買付ルールを廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断（勧告）の概要については、株主の皆様へ情報開示されることとされており、大規模買付ルールの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

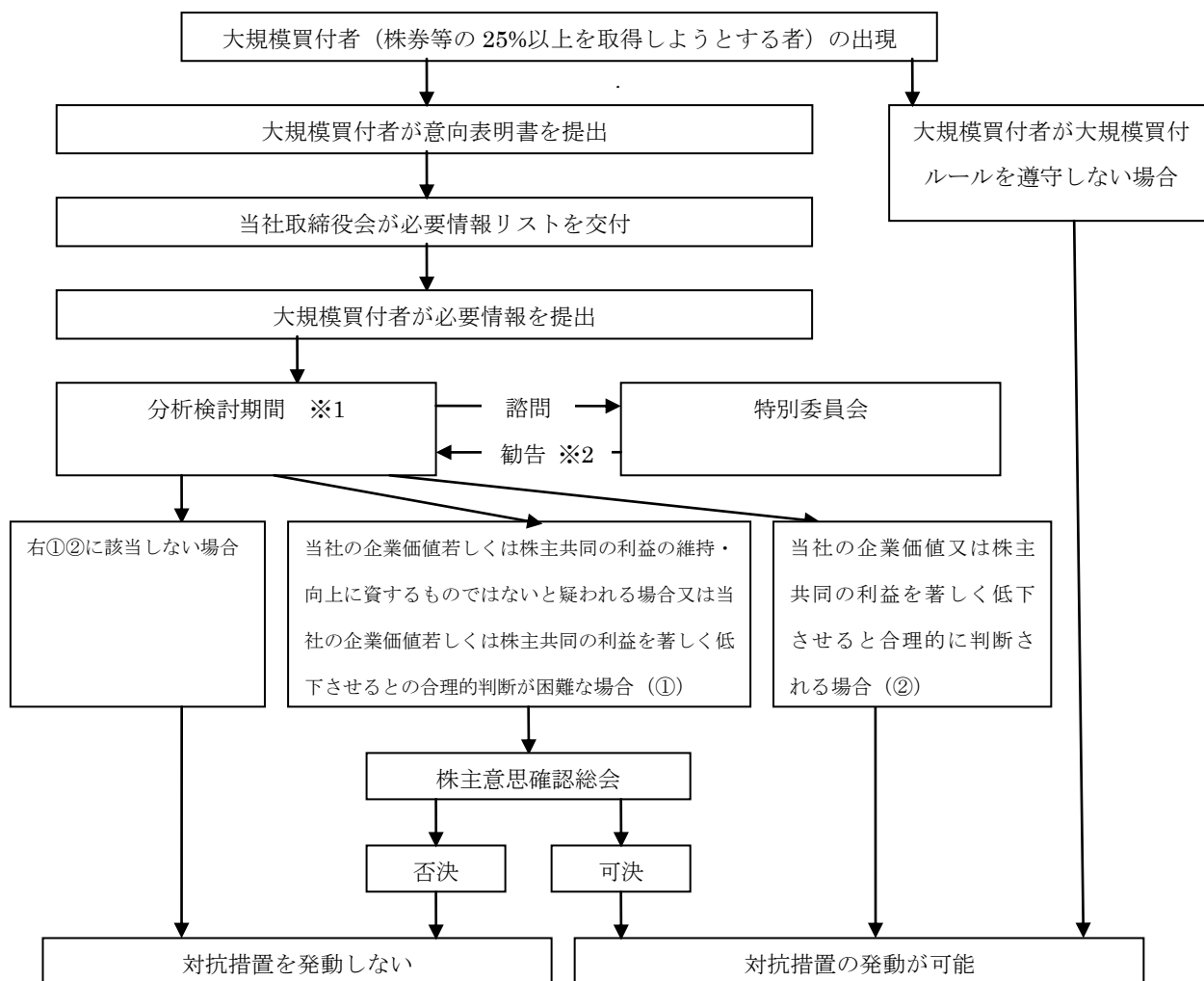
大規模買付ルールは、上記(3)のとおり、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同

の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には大規模買付ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、大規模買付ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、大規模買付ルールの発動を阻止することが可能です。したがって、大規模買付ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年とされており、かつ、解任要件を加重していませんので、大規模買付ルールは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

以 上

【大規模買付ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※1 分析検討期間は原則として、60 営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30 営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か及び発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

別紙

大規模買付ルール（買収防衛策）

株式会社ユニマツトそよ風

1. 大規模買付ルールの導入とその目的—当社の企業価値又は株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これと共に、当社の企業価値又は株主の共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えております。

一方、現状では、何人でも、企業価値を低下させる買収であるか否かについて判断するための十分な開示を行わずに、会社経営に対して影響を持ち得る数の株式を取得することが可能であります。このようなことから、当社取締役会は、買収が企業価値に及ぼす影響についての判断を可能とするためのルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を策定し、当社の企業価値又は株主の共同の利益を低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付行為の意義

当社の発行する株券等（※1）を買い付ける者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※2）」といいます。）の議決権割合（※3）を25%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、又は、②当該買付けの結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為を行おうとする者（以下①及び②の買付行為の一方又は双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。なお、当社が25%としておりますのは、原則として、上場企業の株式を取得することは自由であります。この程度の株式を取得した場合には、当社のこれまでの株主総会における議決権行使率の実績を勘案しますと、特別決議の成立を拒否することができることになるからであります。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

※2 大規模買付者グループとは、(1)当社の株券等の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに(2)当社の株券等（この(2)では、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1

項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

※3 議決権割合とは、(1)大規模買付者グループが、※2(1)の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)を加算するものとします。)又は(2)大規模買付者グループが、※2(2)の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(2)大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、大規模買付ルールに定められた手続を遵守する旨を約束した書面(以下、「意向表明書」といいます。)をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報(以下、これらを「必要情報」といいます。)の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、十分な必要情報が揃うまで追加的に、情報の提供を要求します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含みます。

- ① 大規模買付者グループの概要
- ② 大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容
- ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

- ④ 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値又は株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報

(3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して 60 営業日以内の期間（但し、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30 営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(4) 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（但し、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告（後記 4.）を最大限尊重して決議を行います。

(5) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後（株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

(6) 大規模買付ルールの適用除外

当社取締役会は、上記(3)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合は、以後大規模買付ルールを適用せず、また、

対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、又はその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針および事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合）には、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された

場合にも、対抗措置が発動されます。

4. 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か及び発動が適当であるとしても、最終的に株主意思を確認するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を株主の皆様を開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2(3)に定める検討分析期間に含まれます。

5. 株主の皆様・流通市場への影響

(1) 大規模買付ルール導入時

大規模買付ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

(2) 対抗措置発動後

当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

6. 大規模買付ルールの見直し等

大規模買付ルールの導入については第 32 回定時株主総会において、また、大規模買付ルールの継続については第 35 回定時株主総会においてそれぞれお諮りすることにより、株主の皆様のご信任を得ております。また、今後の大規模買付ルールの継続は、平成 25 年 6 月開催予定の第 38 回定時株主総会以降 3 年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとし、大規模買付ルールの内容を取締役会が変更した場合は、その決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとします。

なお、大規模買付ルールや対抗措置の内容については、株式会社大阪証券取引所の適時開示システムのほか、当社事業報告等により継続的に開示する予定です。

以 上

〈添付資料〉

特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上5名以下により構成されます。

- ① 当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人となつたことがない者
- ② 企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

2. 委員の略歴

(1) 中村信男（昭和38年1月10日生）

（略歴）

昭和61年3月	早稲田大学法学部卒
平成3年3月	早稲田大学大学院法学研究課博士課程満期退学
平成3年4月	愛知学院大学法学部専任講師
平成6年4月	早稲田大学商学部専任講師
平成8年4月	早稲田大学商学部助教授
平成13年4月	早稲田大学商学部教授
平成16年6月	早稲田大学商学学術院教授（会社法）（現任）
平成21年12月	日本貿易振興機構（ジェトロ）契約監視委員会・委員長（現任）
平成23年3月	日本貿易保険契約監視委員会・委員長（現任）
平成24年7月	日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター紛争解決委員（現任）

(2) 石毛和夫（昭和44年5月25日生）

（略歴）

平成5年3月	東京大学経済学部経済学科卒
平成7年3月	東京大学経済学部経営学科卒
平成11年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 第二東京弁護士会民暴委員会委員
平成15年4月	第二東京弁護士会倒産法制検討委員会委員
平成15年7月	株式会社産業再生機構入社
平成16年8月	スカイネットアジア航空株式会社監査役

平成 16 年 11 月	株式会社 OCC 監査役
平成 17 年 3 月	宮崎交通株式会社監査役
平成 18 年 1 月	あさひ・狛法律事務所入所
平成 18 年 2 月	社団法人日本監査役協会会員（現任）
平成 19 年 4 月	法律特許事務所イオタパートナー
平成 19 年 6 月	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社監査役（現任） 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 監査役（現任）
平成 23 年 1 月	ほくと総合法律事務所パートナー（現任）

(3) 中 島 茂 男（昭和 49 年 9 月 14 日生）

（略歴）

平成 9 年 3 月	日本大学商学部卒
平成 9 年 10 月	太田昭和監査法人（現新日本監査法人）入所
平成 13 年 4 月	公認会計士登録
平成 15 年 8 月	株式会社産業再生機構入社
平成 18 年 10 月	株式会社スピアヘッド・アドバイザーズ代表取締役（現任）
平成 19 年 10 月	税理士登録
平成 21 年 10 月	税理士法人スピアヘッド・アドバイザーズ代表社員（現任）

〈ご参考〉

当社株主の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 会社が発行する株式の総数 | 15,000,000 株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 8,598,912 株 |
| 3. 株主数 | 4,260 名 |
| 4. 大株主の状況（上位 10 名） | |

株主名	持株数（千株）	出資比率（%）
株式会社ユニマットライフ	2,292	26.7
高橋 洋二	1,948	22.7
株式会社東和銀行	174	2.0
大阪証券金融株式会社	153	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	141	1.7
ユニマットそよ風従業員持株会	124	1.4
日本証券金融株式会社	107	1.3
クレジットスイスアーゲーチューリッヒ	102	1.2
ミツワ電機株式会社	89	1.0
株式会社埼玉りそな銀行	85	1.0

(注) 1. 当社は自己株式 18,929 株を保有しております。

2. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた株式数（8,579,983 株）を基準に算出しております。

3. 出資比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

	株式数（千株）	株式数比率（%）
①金融機関	798	9.3
②一般個人	4,546	52.9
③その他法人	2,993	34.8
④外国人・外国法人	128	0.5
⑤自己株式	18	0.2
⑥証券会社	112	1.3

(注) 株式数比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。